

水道料金の改定について

当町の水道事業は、平成26年1月の料金改定以降、経営努力を重ね、現行の料金水準を維持してきました。

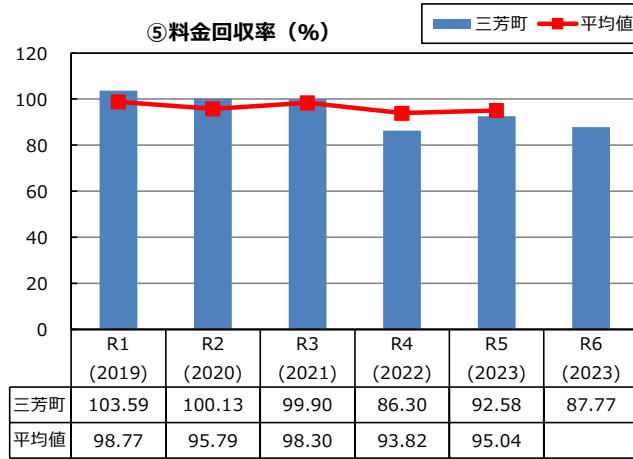
しかし、給水人口の減少による料金収入の減少、物価高騰による維持管理費の増大に加え、今後は老朽施設の更新費用や県水受水費の改定により、経営状況は一層厳しくなることが予測されます。そのため、将来にわたり安全・安心な水道水の供給と事業の持続可能性を確保するため、料金改定の検討を行いました。

1. 三芳町水道事業の現状と課題

【料金回収率】

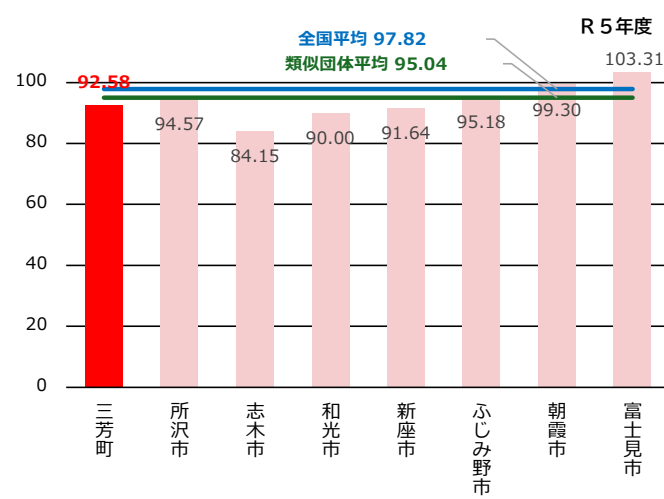
- ・ 料金回収率は、給水事業にかかる費用が給水収益でどの程度賄われているかを示す指標です。
- ・ この指標が100%以上であれば、独立採算による経営が維持されている状態を示します。
- ・ 町の料金回収率は経年的に減少傾向であり、料金収入だけでは事業運営に必要な費用を賄えていません。
- ・ 近隣事業体とはほぼ同水準ですが、類似団体の平均値と比較すると低い水準です。

料金回収率 (%) の推移



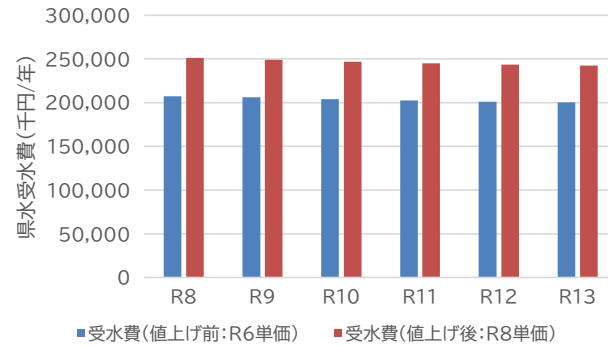
※平均値=類似団体の平均

近隣事業体・類似事業体の平均比較



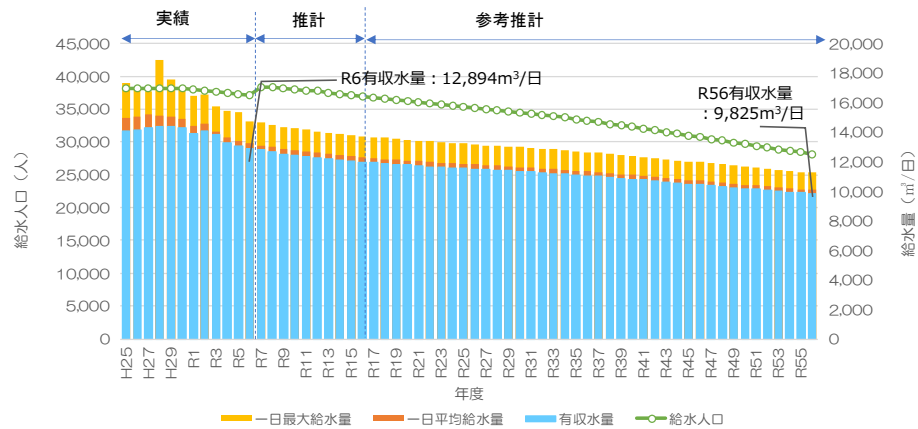
【県水受水単価】

- ・ 令和8年度から県水受水単価が21%値上げされます。(61.78円/m³→74.74円/m³)
- ・ 町の県水受水率は約7割であり、受水単価の値上げにより、毎年約0.4億円の支出増が見込まれます。



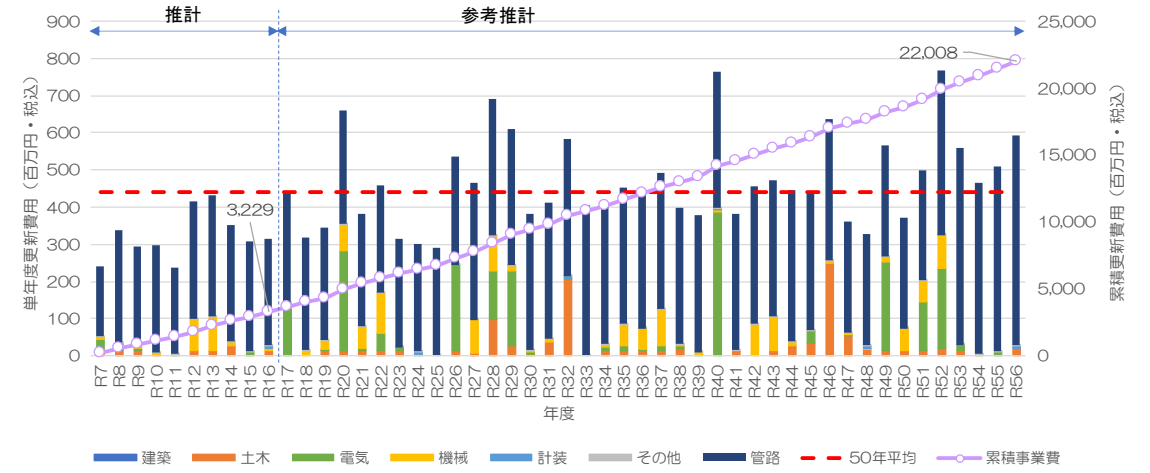
【水需要の減少】

- ・ 水需要は減少傾向で推移し、令和56年度の有収水量は約24%減少(令和6年度実績比)する見込みです。



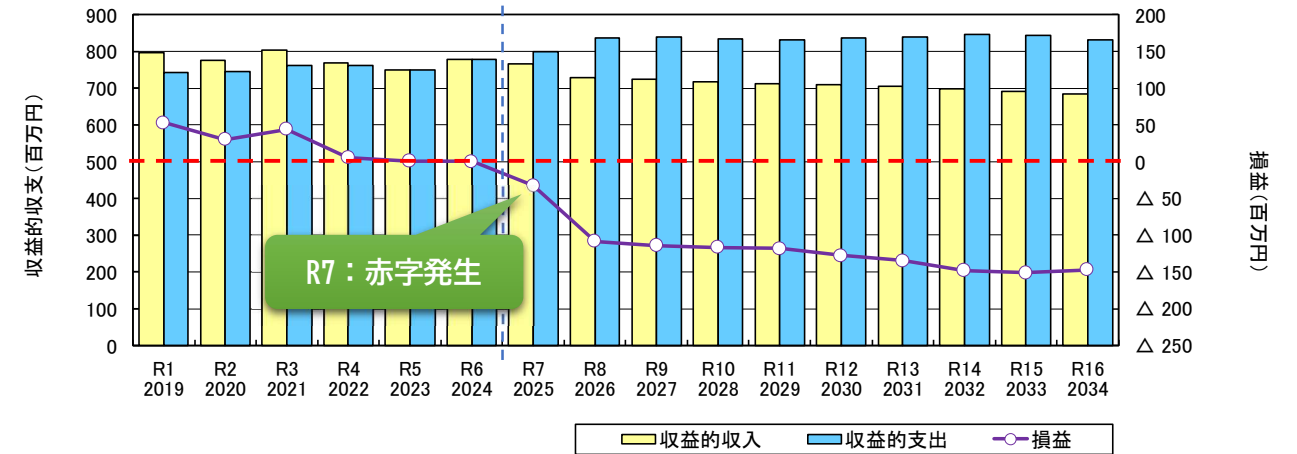
【施設更新・維持管理コストの増大】

- ・ 施設の老朽化や耐震対策により、今後の水道インフラの維持管理費は年間約3~4億円かかる見通しです。



【現行料金における財政シミュレーション結果】

- ・ 現行の料金体系では、収益的収入が減少し、収益的支出が増加しているため、令和7年度以降は赤字経営になることが見込まれます。

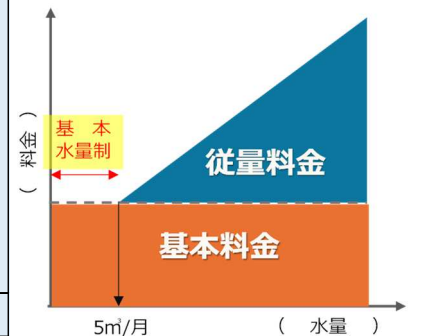


2. 三芳町の水道料金

【水道料金（現行）】

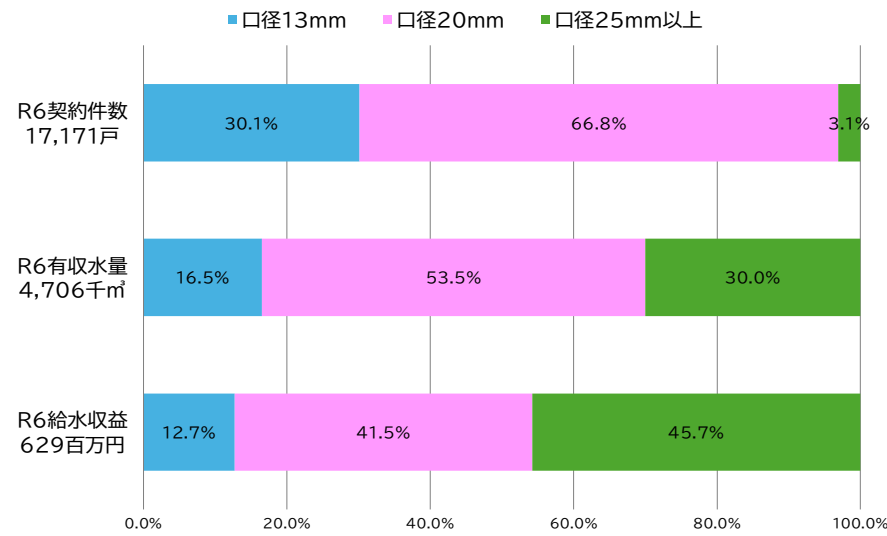
- ・ 基本料金は、水使用の有無にかかわらず徴収される料金で、口径が大きいほど高くなります。
- ・ 従量料金は、実使用水量に単価を乗じて算出し徴収される料金で、水を使えば使うほど高くなります。

水道料金		1か月(税抜)					
口径別	基本料金	従量料金					
		0~5m ³	6~10m ³	11~50m ³	51~250m ³	251~3,000m ³	3,001m ³ 以上
13mm	425円	0円	1m ³ につき 90円	1 m ³ につき 110 円	1m ³ につき 170円	1m ³ につき 210円	1m ³ につき 220円
20mm	450円	0円	100円				
25mm	1,500円	0円					
30mm	4,370円	1 m ³ につき 220円					
40mm	5,320円						
50mm	6,270円						
75mm	9,500円						
100mm	15,200円						
150mm	38,000円						
臨時用	1,500円						



【口径別利用状況】

- 口径13mm、20mmの一般世帯は、契約件数全体の97%を占め有収水量の70%、給水収益の54%を占めています。これは、逡増制の料金体系を採用しているためであり、口径25mm以上の使用水量が多い事業者には高い単価が適用される一方で、一般世帯の単価は低く抑えられています。



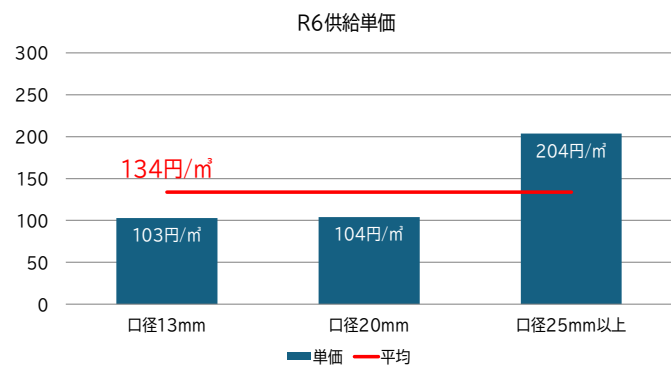
3. 三芳町に即した料金改定率の算定

- 令和8年10月から令和13年9月までの5年間における水道事業運営の総括原価は、約39.3億円(年平均約7.9億円)が見込まれています。これには資産維持費(対象資産×資産維持率0.1989%)が原価として算入されています。
- 上記の総括原価では、供給単価は173.63円/m³となります。これは令和6年度実績の133.56円/m³より40.07円の増額であり、平均改定率は30.0%となります。
- 料金改定から5年後を目途に、健全経営を維持できない場合、水道料金の見直しを行うか検討を行います。



供給単価 = 3,934百万円 ÷ 22,657千m³ = 173.63円/m³

令和8年10月1日～令和13年9月30日の総括原価

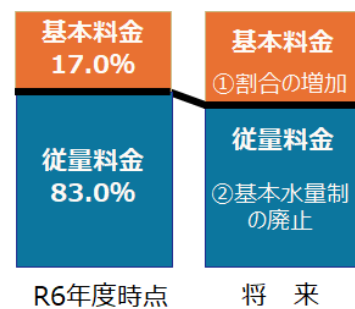


4. 料金改定のポイント

- ポイント① 基本料金の割合を引き上げます
- ポイント② 基本水量制を廃止します

- 施設の更新費用などに必要な費用を安定的に回収し、持続可能な事業運営を行うためには、基本料金で費用を賄う料金体系へと段階的に移行していく必要があります。

【給水収益に占める基本料金の割合】



5. 三芳町に即した料金改定率における料金体系

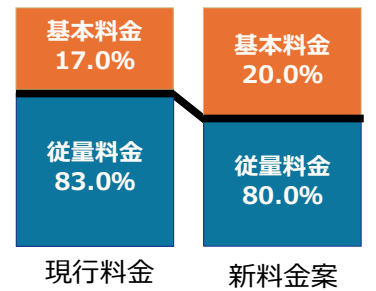
- 基本料金の割合を(現行)17%から(改定)20%へ増加します。
- 基本水量制は廃止します。

【水道料金(改定後)】

口径別	基本料金	従量料金 (1か月(税抜))					
		0~5m³	6~10m³	11~50m³	51~250m³	251~3,000m³	3,001m³以上
13mm	600円	50円	100円	140円	210円	260円	270円
20mm	640円	50円増額	10円増額(11%)	30円増額	40円増額	50円増額	50円増額
25mm	2,120円	(-)	100円同額(0%)	(27%)	(24%)	(24%)	(23%)
30mm	6,170円	50円	100円				
40mm	7,510円	60円減額	10円減額				
50mm	8,850円	(-55%)	(-9%)				
75mm	13,410円						
100mm	21,460円						
150mm	53,660円						
臨時用	2,120円	1m³につき 270円 50円増額 (23%)					

※従量料金の青字は現行料金と改定後料金との差額
 ※従量料金の括弧書き内の比率は(改定後料金÷現行料金-1)×100で算出した割合

【給水収益に占める基本料金の割合】



【料金改定案によるシミュレーション】

- 1人世帯と2人世帯は、「基本水量制の廃止」の影響を受け、これまで免除されていた0~5m³/月分の従量料金が加算されるため、水道料金が高くなります。
- 大口使用者は、1人世帯、2人世帯の水道料金の負担の増加に伴い、値上げ率は一般世帯より低く抑えられています。

	1人世帯	2人世帯	4人世帯	大口使用者(企業)	
水道メーター口径	20mm			50mm	75mm
使用水量	16m³	32m³	64m³	500m³	6,000m³
現行料金①	1,584円	3,432円	7,304円	100,694円	1,378,300円
新料金(改定案)②	2,618円	4,906円	9,834円	125,840円	1,708,872円
値上げ額(②-①)	1,034円増	1,474円増	2,530円増	25,146円増	330,572円増
値上げ率(②/①-1)	65%増	43%増	35%増	25%増	24%増

2か月分(税込み)